

道路管理とは何かを考えるコーナーである『北の交差点Q&A』は、今回で3回目になります。皆様の道路管理に関する質問にもお答えしようと考えていますので、編集部あて、ご連絡下さい。お待ちしております。

**Q10** 6月に開通した白鳥大橋は自動車専用道路だと聞いていますが、自動車専用道路とは何ですか。

**A10** 交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、又はそのおそれがある道路について交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、道路管理者は自動車のみが通行する道路を指定することができます(道路法48条の2)。

6月13日に開通した白鳥大橋は、この考えに基づいて自動車専用道路として供用されました。

道路とは一般交通の用に供する道(2条)と規定されていますが、自動車という特定の交通手段のみに供されていても、自動車に乗れば、誰でも通行できることとなりますから、自動車専用道路も一般交通の用に供されていることとなります。

道路管理者は、自動車専用道路の指定をする場合には、あらかじめ、その旨を公示しなければならない(48条の2)とされ、白鳥大橋の場合、平成10年6月11日付けの官報に自動車専用道路の指定が掲載されています。

ちなみにここで言う自動車とは道路運送車両法2条2項に規定する自動車のことを指し(2条)、原動機付自転車は含まれません。

**Q11** 自動車専用道路は他の道路とは異なる決まりがあるのでしょうか。

**A11** 自動車専用道路を他の道路や軌道等と交差させようとする場合には、立体交差としなければならないとされています(48条の3)。

自動車専用道路に他の道路等を連結させ、又は交差させようとする場合には、自動車専用道路の道路管理者の許可を受け、又は協議をしなければならないとされています(48条の4)。

何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車以外の方法により通行してはならないとされ、道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないとされています(48条の5)。

道路管理者は、自動車専用道路にみだりに立ち入り、又は自動車以外の方法により通行している者に対して、中止等を命ずることができるとされています(48条の6)。この命令に違反した者には罰則の適用があり、20万円以下の罰金に処せられます(103条)。

**Q12** 道路は人や車の交通の場であるだけでなく、他の機能もあると聞いていますがそれは何ですか。

**A12** 道路は一般交通の用に供することを目的として作られた施設ですから(2条)、道路を歩行し、自転車、自動車等により通行することは原則として自由となっています。これを道路の一般使用と言われています。ただし、一般使用といっても工事中等の理由がある場合には、通行の禁止や制限を受けることがあります(46条)。

この一般使用の原則に対して、道路を一般的な利用方法をこえて使用しようとする場合は道路管理者の許可等を必要とします。これを道路の特別使用といい、道路法では道路の占用として規定しています。

**Q13** 道路占有することができるものは何があるのでしょうか。

**A13** 道路で一番よく見かける電柱、電線、公衆電話、広告塔など、路上に設置するもの。水道管、下水道管、ガス管など、道路の地下に埋設されているもの。鉄道、軌道などがあります(32条)。

道路管理者は許可に当たっては、

①その物件が法定されたものであること、②道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること、③占有期間、占有場所、占有物件の構造、工事実施方法、道路の復旧方法について政令に定める基準に適合している場合に限り、許可を与えることができます(33条)。

なお、郵便その他国の行う事業のための道路占有については、申請一許可の手続ではなく、国が道路管理者と協議すれば足りることになっています(35条)。

水道事業、下水道事業、鉄道事業、ガス事業、電気事業等の公益性の高い物件については、道路管理者は、許可基準に適合する限り、許可を与えなければならないとされています(36条)。

